

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年12月21日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月21日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

本日は冒頭、山中委員長より、午前中の原子力規制委員会会合で了承された高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要について説明し、その後関連の質疑を行い、最後にその他の質問をお受けしたいと思います。

山中委員長、お願いいたします。

○山中委員長 本日、原子力規制委員会において高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要案を了承し、明日からパブリックコメントを実施することといたしました。

私からは、この制度の概要及び現行制度との違いについて説明をさせていただきたいと思います。

これまで定例記者会見に御出席していただいている記者の方々には、繰り返しになる部分も多々あるかと思いますが、改めて今日説明をさせていただきたいというふうに思っております。

新たな制度は、お手元にお配りをいたしました1枚ものの図の1ページ目を御覧いただきますと、現行制度である、運転期間の延長認可制度、それから高経年化技術評価制度、この二つの制度を統合して法的な枠組みを原子炉等規制法に定めることによって、高経年化した発電用原子炉に対して厳格な規制が行われるような内容となっております。

具体的には図にありますように、運転開始後30年を超えて運転しようとする発電用原子炉に対して10年を超えない期間ごとに、あらかじめ設備の劣化を管理するための計画である長期施設管理計画を策定して、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。つまり、この認可を受けなければ運転できない仕組みとなっております。

現行制度と比べますと、新しい制度は認可の頻度及び認可の詳細さが異なります。

この結果、劣化現象をよりの確に保全活動に反映させまた新しい知見に関して、より機動的な規制が可能となると考えています。

つまり新制度下では、現在運転中のプラントについては運転開始後30年目、40年目、50年目と10年を超えない期間ごとにその都度劣化を考慮した上で、規制基準を適合するかどうかを確認する認可を取ることになり、運転開始後40年を超えた時点で1回に限りそうした認可を必要とする現行の制度に比べまして頻度が高くなります。

また、認可の対象が現行制度より詳細な内容となりますので、具体的には認可対象で

ある長期施設管理計画には、劣化状態の点検方法、劣化予測評価の方法、あるいはその結果など、より詳細な記載を求めることとなります。

こうした頻度が高く、かつ詳細な認可の仕組みを導入することで、重要な劣化の兆候を見逃さずそれを実際の保全活動に的確に反映していくことが可能になるというふうを考えております。

また、劣化の点検や予測評価手法等に新たな知見が得られた場合には、事業者に対して長期施設管理計画の変更あるいは追加点検の実施、評価のやり直しなどを求めることができることとなります。

このような新しい制度の導入に当たっては、現行制度からの円滑な移行が必要であります。必要な準備期間を設けて、原子力規制委員会があらかじめ認可できるよう措置することを現在考えております。

本案に関しては、明日からパブリックコメントや後日行う原子力事業者等との御意見交換を踏まえまして、さらに精査した上で、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制案を決定いたしたいと思っております。

冒頭の私からの説明は以上となります。

○司会 それでは、ただいま説明のありました制度に関する質問からお受けします。皆様からの質問をお受けしますので、いつものように所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いします。質問のある方は手を挙げてください。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れさまです。

すみません、今のところでのそもそものところからなのですが、ちょっと一般的に聞けば厳しい規制というワードが出てきました。そもそも、山中委員長はかなり厳しいという言い回しをされていたと記憶しています。

これ多分ぱっと見、頻度が高くなるとかおっしゃっていますけども、結局のところ、事業者からすると、というか事業者が提出する評価データなどは変わらない、変えないということも現行制度から、これも一方で委員会で確認されていると認識しています。つまりこれ手続上のその作業としては増えるであって、これは厳しくなるというふうに言い切れないと個人的には思うのですが、いかがでしょうか。

○山中委員長 少なくとも当初運転期間については制限を設けないということが、いわゆる極端なケースとしては考えられるということで、まずその大きな枠組みとして30年以降10年ごとの申請認可制度にするということがまず大枠として安全規制としてはよからうということで、委員の間で議論をして決定をしたところです。

その内容について、どういう内容をそれぞれの申請あるいは認可制度の中で求めるかということについては、枠組みをまず決定をさせていただいて、そこから議論を始めたわけですけども、少なくとも今現行の運転期間、暦年で言いますと60年プラスアルファの運転期間を考えますと、少なくとも実運転期間については60年、あるいは停止期間が

プラスアルファされるという、そういう運転期間を考えればいいということで、委員の間でも議論をしましたがけれども、30年、40年、50年については現行制度の延長上で考えていいだろうと。つまり、御指摘のとおり、取らなければいけない劣化に関するデータそのものについては、現行の高経年化技術評価あるいは認可制度で40年を取るデータと変わらなくてもいいのではないかという、これ委員間で合意が得られたところです。

ただし、それぞれの期間ごとにそのデータを用いて将来10年にわたっての予測、そのものの評価も審査の対象といたしますし、検査の方法も対象といたしますので、当然その事業者にとっては10年ごとの認可制度というのは負担にはなってくるかと思えますし、規制委員会にとっては、より詳細なあるいは機動的な評価ができるものというふうに考えております。

ただ大幅に運転期間が延びることに対する対応というの現状では考えなくていいということで、委員の間では30年、40年、50年については取るデータについてはほぼ同じでよかろうということで合意をしているところです。

- 記者 繰り返しのようですが、私が厳しいと山中委員長からお伺いしたときには、少なくともその科学的、技術的にどうかという観点であくまでもその審査というものが行われるものだと思っているのですが。これについて、データがそもそも同じということは科学的、技術的に全く変わらなくて全然厳しくないんじゃないかというふうに思うのですがこの点いかがでしょうか。
- 山中委員長 科学的、技術的な基礎データそのものは同じですけれども、検査方法が違うあるいは評価方法をきちんと見るということについては、より詳細な評価がそれぞれの年限で見ることができるというふうに私自身は考えています。
- 記者 逆に、その評価項目を増やさなかった理由は、今までと同様でいいという、その理由は何なんでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも実運転期間が60年で停止期間がプラスアルファされるということで、特に評価上問題となってくるような追加のデータ、新しい劣化のモードが何か考えられるかという、今のところ考えなくてもいいのではないかという委員の間での議論だったと思います。
- 記者 これは逆に言うと、その60年超に備えて、その30年のスタートの段階から徐々に助走して厳しくしていくという設計も当初議論にはあったと思うのですが、これじゃなくなったというのはどうしてなのかなと個人的に思うのですが。
- 山中委員長 少なくとも10年ごとで同じような検査を繰り返す。我々が見ないといけないのは、いわゆるある基準に対して現在の物理的な性質というのが、どの程度裕度のあるものであるのかというところを評価しなければならないので、年限で何か切るというものでは我々の安全規制はないということで、そこをきちんと見ていきましょうという。その評価の手法もきちんと10年ごとに見ていましょうという、そういう認可制度にしたつもりです。

○記者 次、質問させていただきます。ちょっとそれもそもそも論になるのですが、政府の方針を受けて、エネ庁さんと呼ばれて、この検討がスタートしたというところは、もともと10月がスタートだったというふうに委員長は話されていたと記憶しています。

そもそものところなののですが、法律に規制に穴が開いてしまうから、それを何とかしなければいけないというふうにおっしゃっていますけれども、その政府のスケジュールに従わなければいけない規制委員会というのはものだというふうな認識でいらっしゃるのですか。

○山中委員長 そもそも、2年前の時点で運転期間について我々規制委員会が意見を述べる立場ではないということを事前に決定しておりますので、運転期間について何らかの政策が提言されるということが分かった時点で我々はその対応しなければならないというのが私の認識でございました。

つまり委員としてですけれども、8月末のいわゆるGX（グリーントランスフォーメーション）会議で運転期間というワードが、延長というワードが出てきた、あるいは新型炉というワードが出てきたときに我々が対応しなければならない極めて重大な事項であるというふうに認識をいたしましたので、それに対する対応をさせていただいたということです。

○記者 これは委員長としての御意見で結構なのですが、足並みがそろわないことで何かこんなそういう何度かこの質問をさせていただきましたけど、これをそもそもの段階でそのスケジュールに合わせるのが困難だと、厳密にしっかりと制度設計をしていくんだというような選択もあったかと思うのですが、これをしなかったということに多分多くの方がなかなか理解に苦しんでいるところがあると思うのです。この点いかがですか。

○山中委員長 制度設計が十分にできなかったとは思いませんし、十分に規制に対して強度を持った規制制度ができたというふうに思っております。いわゆる運転期間が撤廃されても規制基準をきちんと満足できるような制度設計ができたというふうに思っておりますし、その制度設計に対して拙速であったというふうには思っておりません。十分な時間をかけて準備ができたというふうに思っています。

○記者 これは毎度の質問になりますけれども、規制の独立性は保たれていると今もお考えですか。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、やはり運転期間そのものについては科学的、技術的に一義的に原子力発電所に対して何か決められるものではありませんので、そういうものに対して私ども安全規制側から何か意見を申し述べられる事柄ではない、つまりこれは政策的に決めていただくべきことであってこれは今、運転期間が延びる方向で行っていますけれども、当然短くなるという制限が加わることも可能性としてはございます。上がったたり下がったり当然する可能性がある。

そういうものに対して、きちんと年数を経た原子炉の安全性を担保するための制度設

計をしたいということで検討を開始して、今日に至ったわけでございます。

○記者 今日、ある団体が規制庁さんと、経産省さんが、8月に事前調整をしていたという内部文書を入手したと発表されています。内容については具体的にもう今日出されているような内容がそこでエネ庁さんと調整をされていて、どうやって束ねるかというような中身が示されているというような内容です。

これって、山中委員長が常々言っていた公開の場でとか、要は委員会の意思決定の前にこういう調整をすること自体、もう既に規制と推進が一体となっていると、個人的には捉えるのですがいかがでしょうか。

○山中委員長 規制庁の職員がどういう活動をしていたかというのは私は承知しておりませんが、少なくとも委員会の場で様々な議論を開始したのは9月18日、私が委員長になった時点で資源エネルギー庁を呼んでいいかどうかという議論をさせていただいて10月5日に来ていただいて、方針を確認したという、そこから議論をスタートしていますので、少なくともその職員がどういう準備をしていたのかということについては私自身は承知していません。

○記者 逆に手を組んでも問題はないのですか。

○山中委員長 少なくともどういう検討していたか、あるいは頭の体操をしていたかだと思います。そういう準備を少なくともその制度が変更されるということで検討をしていたということであれば、そういう準備をしていたんだらうなというふうに想像します。

○記者 繰り返し失礼します。同じですけども、準備をしていたそのファクトはそうだとして、それ自体は問題ではないのですか。

○山中委員長 少なくとも物事を決めていくのは原子力規制委員会そのものですので、その前段階で何か様々な検討を職員がされるということについては、私自身も承知はしておりませんが、どういう内容が検討されたのか分かりませんが、少なくとも何らかの準備、あるいは頭の体操をしていたというふうには想像いたします。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますか。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

1点だけお伺いしたいのは、経済産業省がやっていることというのは原子力行政の、運転期間60年を延長するというのでこれは転換である。あの事故以来の大転換であるというふうに誰もが思っていると思うのですが、それに関して、じゃあ60年以降の60年を超えるものの規制の方針といいますか、規制の方向性ぐらいはどんなものにするのか示すべきではないかという質問がかなり出ております。そういう声も出ています。

ところがこれは継続審議ということで、どうなるんだらうかということでみんな不安に思っている人間が多いのですが、それについての委員長の今のお考えをお示しいただけたらと思います。

○山中委員長 まず、現行提案されている運転期間の延長認可制度、運転期間の制限については実運転期間60年でプラスアルファ停止期間を入れるという制度でございますので、少なくとも60年目については、これまでも私お話をさせていただいているように50年プラスアルファそれぞれの原子力発電所に特有の事象について検査を行って申請をしていただくという、そういう制度が求められるのではないかと委員長としての考えを述べさせていただいています。

この点についてはやはりそれほど遠い将来でないところで、委員の間できちんと議論をしていきたいなというふうに思っております。

○司会 オカダさん。

○記者 東洋経済新報社のオカダです。よろしくお願いたします。

先ほどの共同通信の方の質問とちょっと重なるのですが、今日、原子力資料情報室の方が緊急の記者会見をしまして、8月の段階から既に原子力規制庁と経済産業省との間で運転期間延長に関してのルールの在り方についてすり合わせをしていたのではないかとということで、内部文書も示して問題提起をされたのですが、それによりますと、8月の、4名程度のコアのメンバーで規制庁の中で当面、立案作業に着手するとか、かなり詳しく書いてあると。4月1日付で、法令実務経験のある職員3名を原子力規制部の規制企画課、金城さんのところだと思うのですが、この併任の辞令が出ているというような説明があったのですが、こういったその人事の件というのは委員長は御存じなんでしょうか。

○山中委員長 少なくとも今伺った事実については、私自身認識しておりません。

○記者 金城さんもいらっしゃるのでこの9月1日付で、この法令実務経験のある職員3名を原子力規制部規制企画課に併任の辞令を出したという事実関係の正否についてお答えいただけますでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 はい。私、企画課長の金城のほうから答えますと、法令実務経験のある人間も含まれていましたけど、当然現場というのですか、高経年化技術評価とかに詳しい技術系の人間も入れて3名。もし何か起こったときのために準備として企画課には併任をかけておきました。

一応念のために言っておきますが、併任というのは、その職員の職務はしっかりとやった上で、何かあったら企画課の仕事も手伝ってということなので、その職員は基本的には元いたところで仕事をしていました。9月1日時点ですね。

○記者 これ具体的に3名の方ってどういう方なんでしょうか。そのポストとか、お名前とかどういう仕事をされていた方を規制企画課に併任したのですか。

○金城原子力規制企画課長 例えば委員会の説明にも出てきていますけど、今日も私の横に座っていた西崎とか、塚部とか、そういったものを併任にかけていましたね。

○記者 今のようなことなのですが、これ9月1日付だというのですが、委員長が御存じ

がない段階で、もう、つまり8月から、いわゆる規制庁と、少なくとも規制庁と経済産業省との間でいろいろ詳細なすり合わせが行われていないとこういう準備というのは行われなと思うのですが、全然御存じがないというのは、つまり規制委員会として規制庁をきちんとガバナンスできているのかという問題になろうかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、先ほど4月1日という御発言だったので、私は4月1日にその異動があったというのは承知しておりませんし。

○記者 9月1日です。

○山中委員長 9月1日であればその時点では私、委員でしたので、特に何かこういう併任をかけるということについては連絡ございませんでしたし、職員が何かこういうその原子力関係の我々安全規制に関係するような事案について、検討するという自身は特段の問題を感じておりません。最終的にいろんな議論をしたり、あるいは決定したりするというのは、原子力規制委員の間で議論をいたしますので、案を提案したりするための、例えば準備あるいは頭の体操ということ自身はそういうことはある、あっても別に悪いものではないと私自身は思っています。

○司会 オカダさんお待ちください。事務方から補足いたします。

○金城原子力規制企画課長 金城のほうから答えますけど、そうやって体制を整えて何かすり合わせを行ったというような、ある意味かなり偏ったというか、前提を置いた説明になっていますけど、私説明を続けますと併任はかけました。さっき言ったように、その職員は元いた課のほうで仕事をしてました。その者たちが作業が生じた場合に必要な部屋のようなものは、まさに私が座っている部屋の横に用意していましたが、9月1日からほとんどそこは空室でした。ですからあまり実働している感じの仕事は9月1日以降はしばらく生じていなかったかなというふうに私は見えています。

○記者 ただ、今おっしゃったことは理解しましたが、この内部資料によりますと、来年の通常国会にエネ庁関連の東ね法案というものを出すとか、いわゆる新しい安全規制を炉規法に新設するとか相当な詳細が書かれているのですが、委員長が全然御存じがない中でこういったことがどんどん話し合われて、併任もされて、事態が進められていると、そういうことというのは本来望ましい姿なんではないでしょうか。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、そういう仮に何か案のようなものが仮に委員会に出てくれば当然委員会で議論をいたしますし、委員会で判断をすることになろうかと思えます。

最終的に委員会で決定をしなければそれは委員会の決定事項になりませんので、特段その準備がどうという準備がなされた、あるいは頭の体操をされたかということについては私承知をしておりませんが、そこについては特段の問題は感じておりません。

○記者 長くなるので一言だけ、この併任の辞令というのはどなたが最終決裁をされたのか、原子力規制庁の長官というふうに考えてよろしいでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 企画課長の金城のほうから答えますけど、最終的な決裁は長官だったと思います。その決裁ですね。

○記者 長官は御存じだけど規制委員会の方は御存じがないって、そういうことですが、これだけ重要な問題で、そういうことで問題ないということですか。

○山中委員長 少なくとも私が原子力規制委員会委員長になって、9月28日の委員会から議論をさせていただいたということで、特段何かそういう職員が検討していたということで弊害が出たとは思っておりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますか。エンドウさん。

○記者 新潟日報のエンドウです。よろしくお願いします。

未適合炉について伺います。これまでその40年を超えて新規制基準に適合していない原発が運転できなくなっていたと思います。つまり廃炉せざるを得ない状況に追い込まれていたということだと思えるのですが、今回その40年を超える未適合炉を事実上容認するような、規制委員として容認するような格好になると思います。

今回改めてなぜこうした制度改正を行うのか、理由を御説明いただけますでしょうか。

○山中委員長 少なくともこれまで40年という年限があって未適合炉については40年という年限が来れば自動的に廃炉になっていたという、そういうルールだったと思うのですが、そこを未適合炉については新たに申請が出てきたら、きちんと審査をして運転させるかどうか、あるいは運転を許可していいかどうかを審査をしましょうという、そういうルールに改正したというところで、特段これについて例えば高経年化に対して何か安全規制に支障が出るというふうには思っておりません。

止まっている原子炉は止まっている原子炉なりに劣化が進む部分もありますし、止まっていることによって何か特段高経年化に対して利益があるとも思われませんので、申請があればその都度審査をして、運転していい原子炉かどうかというのを判断したいというふうに、新しいルールではそういうふうになっています。

○記者 その劣化の進展を見ていくということは理解しているのですが、なぜこういう制度に変えたのかという理由を御説明いただけますか。

○山中委員長 少なくとも止まっている原子炉に対して、何かそのこれまで通りのルールで止まっている原子炉に対してだけにこれまで通りのルールを適用するというそういう規制にはならなかったという、それだけの話です。動いている炉、止まっている炉、どちらも平等に申請があれば、きちんと審査をして認可ができるものであれば認可をするという、そういうシステムにしたということでございます。特に何か未適合炉に対して優遇したというふうには思っておりません。

○記者 ただ、未適合炉をいつまで認めるのかと、ズルズルズルズル40年を超えて、たな晒しというか、そういうような状況にもなると、立地の地元としては非常に分かりづらい

状況を生むと思うのです。未適合炉をいつまで認めるのかというのは規制側でも検討が必要なかなと思いますけども、その辺り、委員長の御見解いかがでしょうか。

○山中委員長 いわゆる止まっている間の劣化は進むものがあります。逆に止まっていることで劣化の度合いが予測できない物理的な性質もございます。ということで止まっていることで本当にその発電所にとって有利になるかという、必ずしもそうではない。つまり申請をした途端に新規制基準適合性の評価もしないといけませんし、当然その動かした先の10年間の予測もしないといけない。

予測するための評価が必要になってきますので、それが本当に止まっている期間が長くなって評価ができるのか、そこは規制上むしろ厳しくなるんじゃないかなというふうに思っています。

○記者 止まっている期間が長ければ長いほど審査が難しくなって、事実上動かすのが難しくなってくると、そういうことでしょうか。

○山中委員長 審査は難しくなるということは考えていません。ある基準に到達する予測が事業者ができなくなるという、止まっている期間が長ければ運転できない期間の劣化状況を彼らは評価できなくなりますので、10年も20年も止まっていれば、当然その劣化予測をしなければならぬ物理的性質が取得できなくなる可能性がありますので、そういうリスクは当然事業者のほうにある。我々は基準適合性をきちんと見ていくという、それだけのことです。

○司会 ほかに御質問ありますか。マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。

先ほど質問がなされていた8月時点での内部での検討についてなのですが、確認なのですが、委員長としては頭の体操とか準備であれば問題ないというふうに認識を示されたと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも私が聞いていいますのは、9月1日で併任がかかったというのは確かめまして、そういう情報は得ております。少なくとも8月24日の時点でGX会議で運転期間の延長ということについては取り上げられておりますので、職員として何かそれに対して検討を始めるということは当然あり得る話かなというふうに考えています。

○記者 そのやり取りの中で、具体的に言うと、炉規制法に規定されている電発炉の運転期間制限を電気事業法に移管とはっきり書いてあるのですが、そこまで今回の結論と全く一致していますが、そこまでのものが検討されていたと、規制庁と経産省の間で。それでも問題はないのでしょうか8月時点であれ、9月いっぱいでもいいのですけど、問題ないとお考えですか。

○山中委員長 その中身については私承知しておりませんが、その後様々なその運転期間の延長について準備をされる、あるいはその原子炉等規制法の運転期間について仮に政策側で何か新しい提案があれば、除外されるということは可能性としてはありま

すので、それについて制度設計の準備を進めるということ自身は問題はないと思っています。

○記者 規制庁がそれを了解した上で、相談をしていたとしても問題ないということですか。

○山中委員長 私自身どういう内容で、どういうことをされていたのかということについては承知しておりませんので、少なくとも9月1日の時点でその併任がかかったということについては承知をしておりますけれども。

○記者 それでは今おっしゃった併任がかかったということは承知していると。金城課長の下に併任が来たとき、それは何をするための併任であると9月1日時点で聞いたんでしょうか。

○山中委員長 私が聞いたのはもっと後の話です。

○記者 いつですか。

○山中委員長 正確には11月末頃だと思います。報道機関からそういう指摘があって調べてみますということで確認させていただきました。

○記者 そのときに何のための併任だったと説明を受けられましたか。11月の時点で。

○山中委員長 運転期間延長あるいは原子力の政策が変更されるということについての準備という、何を具体的にそのどういうことを議論したかということについてはまでは確認しておりません。

○記者 では9月1日時点の併任は、運転期間の延長の変更に対するものであったということで確認させていただきました。ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。

今日の規制の概要案を拝見しますと、今までもあの委員会の中で表現されてきたように運転開始後30年を超えて原子炉を運転しようとするときはということで、制度設計していますけれども。なお、ということで12番目に30年を超えるが運転しようとしていない原子炉についてはこの対象外とされています。この運転しようとしていない原子炉は委員長は何を想定されているんでしょうか。

○山中委員長 いわゆる未適合炉がそれに当たるというふうに考えています。

○記者 そうしますと今未申請のもの、例えば未申請のもの9基ありますけれども、柏崎刈羽で5、東通で1、女川で1、浜岡で1、これら9基については、これはしようとしていないのに入るのか、どうなんですか。

○山中委員長 未申請のものについてはだからしようとしていないものというか、未適合炉に入ると思います。

○記者 これはしようとしているけど、まだ申請していない、そういう微妙なものはどうするのですか。一律してこの対象外にしてしまうことは問題だと思うのですが、しようとしているけど、まだ作業が追いついていないだけかもしれません。それ、どうするのですか。

- 山中委員長 全て未適合炉というくくりで評価をしています。
- 記者 問題だと思いますが、次の質問をさせていただきます。
- 確認なのですが、今日配っていただいた表で30年目と10年ごとの表、ポンチ絵でハード規制もソフト規制も両方30年目からずっとやることにという図になっていますけれども、これまでの特別点検に相当するものは、このうちの緑に全部入るという理解でよろしいのでしょうか。
- 山中委員長 特別点検そのものは40年目で実施する予定にしております。詳細についてはこれから委員会で、いつどういうふうにということを検討していくこととなりますけれども、これまでの委員会でも現行の運転期間に対する考え方であれば、30年、40年、50年については現行の制度の延長上で考えていいたろうということ合意を得ておりますので、少なくとも特別点検については40年で実施するということになるかと思えます。
- 記者 すみません。最後の質問ですが、委員長が重要視していらっしゃる中性子脆化の問題についてですが、現在民間の規格、日本電気協会制定の原子炉構造材の監視試験方法というもので評価されているということなのですが、この中に欠陥があったと、初歩的な誤りがあったということで原子力規制委員会のほうから、日本電気協会に抜本的改定を求める特定指導文書というのを出されています。この点は御存じでしょうか。
- 山中委員長 技術評価を行った上でそういう文書は出させていただいていると思います。
- 記者 ところがまだそのまま古い欠陥があるということで、改定しろというものが改定されないままで使っていますけれども、それはなぜでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも2007年のガイドについて全部が否定されたものではないというふうに考えますし、新しく申請されたものについて全てデータが十分でオーケーであるという評価もしていませんので、少なくとも事業者全体に対しては新しいガイドを策定するようにデータを充実しなさいという指導はさせていただいています。
- 記者 そうすると、今回の制度改正、本来すべきではないと思いますが、もしするとしたら、この2007年版ではなく、新しいやり方の規格を規制庁、規制委員会のほうでオーソライズする、それからだという理解でよろしいのでしょうか。
- 山中委員長 2007年版のガイドが全て否定されたとは思っていませんし、有効に働いている部分もあろうかと思えます。当然新しく提案されたガイドについての一部分については当然採用を決めておりますので、そこについては新しい規格は採用されるというふうに思っておりますけれども、新しいそのデータを拡充していくということについては事業者全体に対して促しているところであります。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 ほかに御質問ありますか。NHKのハセガワさん。
- 記者 NHKのハセガワです。

先ほどから質問あって経産省とのやり取りの関係なのですが、山中委員長がその9月28日にこの議論を始めようというふうなことを言う前に、その規制庁と経産省とやり取りがあったかどうか、その事実関係についてはどう認識されていますか。運転延長について。

○山中委員長 どういうやり取りがあったかということについては、詳細に私は承知しておりません。

○記者 どういうやり取りというよりは、そのやり取り自体があったかどうかについてはどうですか。

○山中委員長 認識しておりません。

○記者 事務方としてはどうですか。

○金城原子力規制企画課長 企画課長の金城ですけれども、当然行政機関の間の業務いろいろございますので卑近ところ言えば国会答弁の調整からですね。いろんなところでエネ庁とはいろんな情報交換のやり取りはあります。GX会議の件ですね。そういったものも、向こうがどういう準備をしているのかといったことは私も詳細には覚えていませんけど、いろいろな複数の案を持って検討している旨は聞いておりました。

そういった中でこちらから明確に伝えていたのは、我々規制委員会規制庁は、全ての意思決定は規制委員会で作られるので、我々が何か外向けに動くとする、当然規制委員会の決定を経なければいけないので、今の段階で我々がそちらに何かするといったことはないといったことは、そのたびに伝えてはおりました。

○記者 それは具体的にいつ、どういう。

○金城原子力規制企画課長 今は、何かこの関係で、情報のやり取りと委員長から指示もありまして、メモを作って公表していますけど、その当時は電話とか、何かのついでにとか、そういったいろいろな接触のときに情報を聞いていましたので、どの時点でどのような検討といったところまではちょっと私のほうでも記憶にありません。

○記者 それはやり取りをしていたのは金城課長お一人ですか。それとも複数人ですか。

○金城原子力規制企画課長 私は当然やり取りするときにはいろいろ補佐とか、関係のものを含めてやっていますので、複数の者で聞いているといったところですね。

○記者 その情報公開について、10月5日の会見で委員長御自身が、事務方同士の意見交換をどう透明性を確保するかということについて、できる限り公開してほしいし、事実確認をするものとどめてほしいと、できる限り公開が原則かとおっしゃっています。

ここはその5日の会見以降のことについては実際にその面談録に出ているような状況ではあるのですが、その前のことについてもやはり出すべきではないかというふうに考えるのですが、その辺りどうですか。

○山中委員長 本当に私自身9月26日に就任した時点で、そういう検討を始めましたので、委員長としての指示としては、10月5日以降、情報交換をした場合には公開をしてほしいという、そういう指示を出しましたけれども、この事実を知ることになったのはもっ

と後の話なので、過去にさかのぼって云々ということについては、当然、その記録が残ってるかどうか別でしようけども、私自身、今、指示を出すということは今考えていません。

○記者 記録が残ってるかどうかのその確認はしていただけますか。

○山中委員長 これできますかね。

○金城原子力規制企画課長 この記録が残ってるかどうかの確認は、ちょっとできるかどうかも含めてちゃんと検討したいと思います。

○記者 よろしくお願ひします。

○司会 北海道のハセガワさん。

○記者 北海道新聞のハセガワと申します。

原子力発電所の運転延長に関してなんですけども、運転からですね、60年を超える期間の間の審査というのは、これまで経験のない領域ということになると思うんですけども、この60年を超える原子力発電所の審査をしていく上でですね、これまでの規制で十分なのか、どのようにこの規制というか安全規制を担保していくのか、この60年超についてですね、経験ないけど、改めてちょっとお伺ひできますでしょうか。

○山中委員長 先ほどのご質問があったんですけども、少なくとも50年目まではこれまで通りのやり方で特段大きな問題はないだろうという、私自身もそう考えておりますし、委員もそういうお考えで一致したかと思うんですけども、やはり60年目以降の少なくともその申請、あるいは認可の審査については、それぞれのやはり発電所で特有の劣化事象がないかどうかということも含めて、私は審査すべきだろうというふうに思っております。やはり大きな地震を経験したようなプラント、あるいは炉水がほかのプラントとは違うようなプラント、あるいはそのコンクリートの劣化が激しいプラント、それぞれ特有のプラントの事情があるかと思ひますし、現状でのその運転期限というのは、少なくとも運転期間については60年で、あとは停止した期間ですので、特段その大きな新しいモードが出てくるかということそれは考えにくいんですけども、ただやはり新しいこれまでない領域ですので、60年目以降についての評価については50年目の検査に加えて新しい項目をそれぞれのプラントについて特有なものを加えていく必要があるのかなというふうに思ひています。

○記者 そうすると、60年目以降の審査というのは、50年目までよりも厳しくなるとか、より詳しいデータを出してくると。ただ、ちょっとやっぱり今お伺ひしてやっぱり詳細は決まってないとか決まっていない部分もかなりあるのかなと思ひたんですけども、その決まってない上でやっぱり延長を認めるような制度というのは、これ、適切なんでしょうか。

○山中委員長 少なくとも運転期間が無限に延びるようなケースの場合には、かなり詳細を詰める必要があるかと思ひておったんですけども、まず枠組みとしては30年目以

降10年を超えない範囲でそれぞれの期間で申請をしていただいで認可をするという、そういうその評価をしていくということではまず十分かなというふうに考えておりますし、少なくとも現時点での運転期限についてのことを考えますと、少なくとも大幅に何か新しい劣化モードを考えないといけないということは今のところ考えていません。ただ、60年目については新たにそれぞれのプラントについて特有の事象について、プラスアルファ評価をしていきたいというふうに思っていますし、これは委員の間でこれから議論をしていくことになろうかと思えます。

○司会 御質問ありますか。オカダさん、手を挙げていらっしゃるんですが、タカダさん。

○記者 西日本新聞のタカダと申します。

1問目の共同通信さんの質問にも重なるんですけども、改めてこれまでかなり厳しい規制というようなことをおっしゃってました。新たな制度が厳しいものであると考えられているのか、その認識をお伺いできればと思っております。

○山中委員長 少なくともこれまでのいわゆる高経年化技術評価と1回のいわゆる運転延長の認可制度、これを合体して、全て最長10年ごとの認可制度にしましたので、厳しくなっているのはもう間違いないかなというふうに思いますし、むしろ安全規制上は機動的な規制ができるようになっていくというふうに考えます。

○記者 ありがとうございます。その一方で、先ほども出ましたけれども、結果的には現行制度を移行して手続上、若干変わるとか、参考資料だったものを本文に格上げするというものだと思います。審査に関しても、今、30年は動いているもの、クリアしてるものを認可しないということはないというようなことですかと合理化といった言葉とかがよく出てたかと思うんですけども、それと安全の規制というところで合理化という言葉とは極めて矛盾するんじゃないかなと思うんです。その点、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 私自身、合理化という言葉を使ったことはないかと思えますし、またその旧制度で合格したものを全て新しい制度で合格させるかどうかについては、基本的に合格する可能性があるという表現をさせていただいたかと思えますし、これについては既に取り入れたデータを基づいて、新しい認可制度で評価をしていくということなので、データそのものが変わるわけではないので、基本的には新制度から旧制度に移行するというのはあり得る話かなと思うんですが、ただ、評価方法が何か誤りがあるとか、あるいは評価手法に問題があるということが見つければ、当然、それは評価をし直していただく、認可ができないという可能性ももちろんございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問ありますか。タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしく申し上げます。

先ほどの質疑の中でこれまでの議論を国に合わせてはいなくて、議論が拙速でなかったということをおっしゃっていましたが、これまでの委員会の中でたしか計5回、今日も含めて議論をされましたが、これまでの議論を振り返られて委員長がこういった内容を少し討議したかったですとか、何か足りない部分などあれば教えてください。

- 山中委員長 少なくとも、私自身、委員の状態でしたけども、運転期間の延長がなされる可能性があるということを知った時点で、やはりいろんなことを考えました、私自身。ただ、前委員長も在籍された状態ですので、何か委員会で持ち出すということはいたしませんでしたですけども、やはりどうやってその安全規制を担保していくのかということについては非常に考えましたし、当然のことですけども、2年前の決議には私参加をしておりましたので、運転期間のそのものについては、我々原子力規制委員会が意見を申し述べるべき事柄ではないという結論が既に得られているということを前提にした上で何か考えなければならないということも考えておりましたので、制度設計についてもどういう制度設計にしたらいいのかなど、もし期間がなくなるという諸外国ではみんな期間がないというところのほうが多いんですけども、そういうところの規制を参考にするとしたらどういう規制がいいんだろうなというのは、もちろん考えておりましたし、今回お決めいただいた制度というのは私が考えていたフランスの制度に近いような制度になったかなというふうに思っておりますし、そういう意味で万が一運転期間ですね、伸びたり縮んだりというのは当然これからあろうかと思えますけれども、仮に延びても縮んでもそれに対応できるような大枠の制度ができたのかなと。詳細についてはまだこれからですけども、大枠については十分議論ができたかなというふうに思ってますし、私が考えてたのとそれほど乖離はない状態です。
- 記者 すみません、改めてになるんですけど、これまでの質問で重なってるところもあるんですが、詳細をいわば後回しに見える面も見えているんですけども、後回しにされた理由をちょっと改めてお願いします。
- 山中委員長 少なくとも、おおよそ詳細について30年40年50年についてはもうこれまで通りのいわゆる劣化モードを考えましょうということで、これは委員の間で認識は一致しているところかと思うんですけども、60年目、少なくとも60年目をどうしましょうかということについては、まだ議論はあるかなと。私自身は50年目を基本として、そこからプラスアルファどういうものを付け加えていったらいいのかということ議論しなければならないというふうに考えてますし、また私もそうなんですが、委員の間ではやはりその設計の古さについてどういう形でその規制の中に盛り込んでいったらいいのかということについては、まだこれから委員の間で議論をすべきところかなというふうに思っています。やはり少し時間をかけて議論をしないといけないというのがやはり未知の領域である60年以降というところかなというふうに思います。
- 記者 その詳細は後ほどの議論でということだったんですけども、そういったところが決まらない中でそういった大枠だけが決まっている状態だと、例えばその今、実際に

40年超えてる原発が地元にある方たちは、多分、今、60年超、特に未踏領域というところでちょっと不安に思われる地元の方も多と思うんですが、そういった地元自治体ですとか住民の方たちへのどうやって安全を担保していくかというような説明はどのようにされていきますか。

○山中委員長 少なくとも50年目から60年目についてはですね、40年の運転延長認可制度についてきちっと確認はできていますので、少なくとも60年までの安全規制については抜けがないというふうに思っておりますので、少なくとも60年目までは今の制度できちっと見れている。したがって、60年目以降、実際に運転していない期間ではございますけれども劣化は進みますので、その期間についての劣化についてどういうふうに考えるかということについてはこれから詳細を見ていきたいと思いますということで、少なくとも60年目までは40年目の運転延長の認可制度できちっと安全規制できているというふうに考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問ありますか。ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。よろしく願いいたします。

先ほどから質疑に出ている8月時点の規制庁内部資料というものなんですけれども、束ね法という言葉であったりとか、当面4人程度のコアメンバーで立法作業に着手するとか、あと具体的な経産省としての検討案というのが書かれている資料ですけれども、この資料というのは、今日、原子力資料情報室のほうで会見があって示されたものですが、これについては実際に存在する資料ということという認識でしょうか。

○山中委員長 まだ私、その資料をちょっと見てませんので、実際にどこにどうあったのかというのは確認してみたいと思います。

○記者 今後確認されるということですね。

○山中委員長 その資料を確認します。

○記者 確認した結果というのは、我々に示していただけますでしょうか。

○山中委員長 当然、その資料がどこにあってどういうものであるか、あるいは規制委員会規制庁が関与したものであるならば、当然お出しすることが我々の義務だと思っています。

○記者 事務方に確認したいんですけども、この資料の有無というのは確認はされてるんでしょうか。

○金城原子力規制企画課長 企画課長の金城ですけど、先ほど他社さんから問合せありましたけど、私はその資料まだ入手してません。くれませんかと言ったところ、まだもらってませんので。

ですから、まずどういう資料が出たのかというのを確認した上で、該当する資料があるかというのはちょっとよく確認をした上で委員長と相談して、ご説明できればと思っ

ています。

- 記者 そうすると、否定はできないということなんですか、現時点で。嘘だというふうには言えないということでしょうか。
- 金城原子力規制企画課長 金城から繰り返しですけれども、その情報室さんが出した情報を私まだ見てないので分かりませんということです。
- 記者 今お見せしてもいいんですけれども、内容としてはかなり具体的なことが書かれてるということで、なかなか虚偽というふうには考えづらいのかなと思うし、逆に虚偽であれば、そんなことを検討してるはずがありませんということではっきり否定できるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 金城原子力規制企画課長 繰り返しになりますけど、私はまだ今日発表されたという資料ですので、私、手元に全くありませんし、ちょっとどう入手できるかはあれですけど、見た上でちょっと確認をやってみたいと思います。
- 記者 分かりました。山中委員長にお伺いしたいんですけれども、先日の弊社のインタビューの中で、今回の運転延長に向けた審査について、8月末のGX実行会議の資料をホームページで拝見されて、そのとき初めて、そういう検討を知ったと。ただ、その時点ではどの省庁が担当するかというのも分からなかったので動けずについて、後日の原子力小委員会の動きを見て、エネ庁の担当者と呼んで検討を始めたというふうにお話をいただいたかと思うんですが、その認識は今も変わりませんか。
- 山中委員長 少なくとも8月24日の時点で、委員として、私、その資料を見ましたので、少なくとも委員としてはだから動くわけにはいきませんし、委員長として動いたのはその原子力小委員会の資料を見て動いたということです。
- 記者 更田前委員長からは申し送りの際にそういったお話はあったんでしょうか。
- 山中委員長 特に聞いておりません。
- 記者 分かりました。内部資料について、もし事実だとしたらという仮定の聞き方にはなってしまうんですけれども、8月時点というか9月の早い時点で規制庁としては検討していたけれども、委員に報告をしていなかったということになればこそ、先ほどお聞きしたように8月末時点で山中委員長としてはどこが担当かも分からなかったので動きようがなかったというところで、確かに当時は委員長ではありませんでしたけれども、もう次期委員長というのは決まっていたわけで、その時点で規制庁のほうから報告があれば、もう少し委員会として早く動き出すこともできたのかなと思うんですけれども、やはりそれでも問題はなかったという認識なんですか。
- 山中委員長 恐らく、そういう役所としての準備、あるいは検討というのは、当然いろんな問題についてあっていいと思っておりますし、当然その私自身は委員として2年前に運転期間についての考え方ということについて議論したというのはもう承知をしておりますし、もしこれが問題になれば、当然、原子力規制委員会は運転期間については何も申せない立場にある。したがって、安全規制できちっと高経年化した原子炉の安全

性を担保していく必要があるというのは認識しておりましたし、それについて自分でどういうふうにしたらいののかなということについては検討はしておりました。

○記者 規制庁のほうで頭の体操をすることはもう構わないと、問題はないと考えているということでしたけれども、私の認識としては、規制庁というのはあくまで事務方であって、原子力規制委員会の指示に基づいて何か検討を始めるということだったと思います。現に、10月5日のときに山中委員長は検討してくださいという指示をされたわけです。その検討を指示する前に検討が進んでいたかもしれないということについては、それでも問題はないということなんでしょうか。そうすると、規制庁主導という原則がなくなって、規制委員会が規制庁を追認するようなお飾りのような機関になってしまうのかなと思うんですけれども、お考えをお聞かせください。

○山中委員長 少なくとも最終的に議論をするのは原子力規制委員会で、委員がそれぞれ意見を戦わせて議論して決定するのが原子力規制委員会だと思っておりますので、少なくともこの数か月、数回にわたって議論をしてきましたけれども、委員はそれぞれの意見を言われて、案がまとまったというふうに考えておりますし、何かその予定どおりの案になったとは思っておりません。

○黒川総務課長 ちょっと事務方から一つ、その8月24日の後、事務方で準備したというところについて、質問集中してますんで、ちょっとまとめて一つ申し上げておきたいと思います。結局のところ、今、委員長からのお答えにもありましたように、その時点でどういう情報交換がなされたのか、なされなかったのか、どんな資料が作られたのか、この時点で委員長、情報を持っていませんので、今ちょっと委員長に聞かれても一般論として要は情報交換はしますよという感じになってしまいますので、先ほど金城のほうでいくつか宿題を引き取ったと思います。その内部資料どんなものであって、それがこちらで作られたのかどうかとか、あとどういう資料が、経産省とのやり取りについて記録が残っているのかというような、そういう宿題あったと思いますので、それを事務方のほうでちゃんと整理をして、委員長に報告をして、その後でない委員長はその件についてきちんとした見解を述べられないと思いますので、ちょっとその件については今、引き続きちょっといっぱい聞かれないかもしれませんが、ちょっとこの場合はもう同じやり取りになってしまいますので控えていただくと助かります。

以上です。

○司会 御質問ありますでしょうか。2回目の方、少々お待ちください。マス伊さん。

○記者 東京新聞のマス伊と言います。

今、黒川課長に言われたばかりなんですけれども、やはり疑問なのでちょっと質問させてもらいたいのですが、エネ庁と規制庁が8月から運転期間延長について話し合っ
て具体的な資料を作ってその規制庁が併任の人事も決めていたということを経営者が把握してなかったということに対して、そのガバナンス上の問題はないのかどうか、ま

ずお願いします。

- 山中委員長 少なくとも、職員がいろいろ案件について考察をしていくということは委員長に事細かく報告する必要もないかと思えますし、これについてはいろいろ準備検討するという点については、特段、私、問題があったとは思いません。
- 記者 委員長はそういうお考えということは分かりました。でも、一般の方からすると、福島の事故があったからわざわざ第三者委員会の規制委員会つくったのに、推進と規制が何かくっついてその運転期間を延ばそうとしてるといふふうに見られると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも運転期間について数年間にわたって議論をしてみました。2年前の委員会で、運転期間については利用政策側が判断される事柄であって、規制委員会は意見を述べるべき事柄ではないという結論を得ておりますので、その結論に従って私自身は高経年化した原子炉の安全規制が継続的にできるような制度設計をしなければならぬということでスタートをさせていただきました。恐らく、委員の先生方もその運転期間についての認識というのはもう2年前の委員会に出られた委員がほとんどですし、杉山委員が出られた新しい委員会でもこの考えについては再度確認をさせていただきましたので、この点については恐らく委員の先生方は認識をされていたのではないかなというふうに思います。したがって、高経年化した原子力発電所の安全性をどういふふう担保していくかということについては、それぞれの委員が問題意識は以前から持っておられたと私自身は認識しています。
- 記者 内部資料、後ほど事実かどうか確認していただくということかと思うんですけども、その内部資料によると、炉規法の運転期間のルールを電気事業法に移す。東電法案として来年通常国会に提出するまで、書かれています。委員長、10月5日にエネ庁の幹部を呼んで話を聞いた後、会見でその運転期間のルールは炉規法から抜けることになろうって発言されたと思うんですけど、それは事務局案だったのでしょうか。その内部資料とすごく一致してるので、いかがでしょうか。
- 山中委員長 私の判断です。少なくとも運転期間については、原子力規制委員会が意見を申し上げるべきことではないというのは、もう2年前の委員会で決定しておりますので、もし何か利用政策側で意見、こういう期間にしましうみたいな意見が出てきたときには、そこが抜け落ちる可能性があるということももうその時点で認識をしておりました。
- 記者 委員長御自身1人だけなのか、それとも事務局とか委員とか話し合っていて決めて、その委員長の発言となったのでしょうか。
- 山中委員長 少なくとも、資源エネルギー庁が方針を示された10月5日の時点で委員は全てそういう認識になったと思います。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問いかがでしょうか。マツオさん。

○記者 読売新聞のマツオと申します。

60年時点での具体的な申請についてお伺いをしたいと思います。

委員長のご意見としては、炉毎に特有の事象について検査をしたほうがいいんじゃないかというアイデアをお持ちということでおっしゃっていらして、委員の先生方も前々回の委員会を聞いている限り、様々なご意見をお持ちのように推察されます。先ほども、共同通信さんのご質問に対して、これらの具体的な規制のあり方は少し時間をかけて議論をしたほうがいいんじゃないかというふうにお話になっていらっしやいましたけれども、この少し時間をかけてというのは、どの程度の時間をかける、ないしはかかるというような具体的な見通しはお持ちでしょうか。

○山中委員長 私自身、委員の間で議論する期間については、今のところそれほど遠い将来ではないというぐらいのお答えしかできませんので、申し訳ありません。

○記者 例えばですけれども、今回の今日了承された、基本的なこの枠組みについては大体二月、三か月、それぐらいの期間での結果になりましたけれども、その60年段階での規制というのは、どれぐらいこの長さをかけて議論されるご予定ですか。

○山中委員長 まず、法律が国会で議論をされて制定されることになろうかと思えますけれども、下部規則については恐らく並行してそれと議論をしていくことになろうかと思えますけど、60年については少しまだ時間的な余裕もありますし、少なくとも先ほどお話ししてますように、60年までの安全規制については現行の制度で認可されたものについては少なくとも十分な強度を保っておりますので、少し時間的な議論をするのには余裕があるかなというふうに思っています。

○記者 例えばですけれども、国内で今一番年をとっているというんですかね、原発は48歳だというふうに理解しています。そうすると、具体的に60年目の規制が来るのは10年以上先の話になるわけですがけれども、委員長の今のお話ではそんなに近くない将来に議論を始めて少し時間をかけてという話ですと、なにぶんまだ10年以上あるので、どれぐらいのタイムスパンでお考えなのかというのがちょっと分かりづらいものでお伺いしてるんですけれども。

○山中委員長 恐らく、制度設計の準備にどれぐらい時間がかかるかという、いわゆる現行制度の延長上にあるものがまず最低限準備をしないといけないところかと思えます。加えて少し時間的な余裕があるのは60年目以降のものかなというふうに考えてますので、少なくとも現行の運転期限については実運転期間は60年で、あとは停止期間ですので劣化してずっと劣化が進んでいく物理的性質については限られたものでありますので、どういうものを見ていったらいいのかというのは50年がベースに多分なって、多分60年目というのが決まってくることになろうかなというところで、恐らくその複雑さというのもこれから議論を進めないといけないところかなというふうに思っています。正確にちょっと今、何年先までに決めますというのはお話できませんけれども。

- 記者 最後に、議論を始めるタイミングだったんですけれども、今、委員長は今それほど遠くない将来にというお話をいただきました。本日の委員会では、片山長官が、移行期間が終わった後ぐらいがその検討開始のタイミングじゃないかというようなお話がありましたけれども、委員長の認識としても一致してらっしゃるような感じでしょうか。
- 山中委員長 議論のスタートはもっと早くしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。恐らく、制度設計をして整備をするのにはかなり労力が要ると思いますので、案を固めること自身はそれほど遠くない将来にスタートして決めていってもいいんじゃないかなというふうに思っています。
- 記者 つまり、移行期間中にはもう議論は始めたいというようなお考えでいらっしゃるかと。
- 山中委員長 私自身はそういうふうに考えています。ただ、それに対して制度設計、いわゆる法的な整備等が追いついていくかどうかということについては長官のご意見等もありますので、そのあたりは規制庁と相談しながら進めたいと思います。委員間での議論はいろいろやっていきたいというふうに。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 御質問いかがでしょうか。ツチヤさん。

○記者 毎日新聞のツチヤです。

今もお話になっていた60年のところの申請のところの具体的な内容が決まってない件なんですけど、今日決まった、30年から50年のところについては明日からパブコメにかけるということなんですけど、国民の方々の理解として大きいのは、やっぱりこれまでその未知の領域とおっしゃってますけど、その60年を超えるところで何をするのというのが知りたいと思うんですよ。そこが決まってない状態でパブコメにかけても、ちょっと一番重要なところが見えない状態なんじゃないかなと思うんですが、これから内容を議論していくということで、どうやって理解を得ていくというお考えでしょうか。

○山中委員長 ベースはやはり50年というふうに理解をしていただいていたのかなというふうに思います。50年の劣化診断というのがベースになって、プラスアルファそれぞれの炉毎の特有のものを見ていくと。ただ、本当に新しい劣化モードが出てくるかということ、そんなに新しい劣化モード、今想像されていないような劣化モードが出てくるとは考えにくいと思います。

○司会 ほかにご質問ありますか。

では、2回目の方いらっしゃいますが、1回目の方はよろしいでしょうか。

では、オカダさん、マサノさんですけれども、2回目ですので、基本的に1往復ずつでお願いできればと思います。オカダさん。

○記者 すみません、度々。東洋経済新報社のオカダです。

先ほど、その文書が内部文書に当たるかどうかについては宿題扱いということですので詳しくお聞きませんが、原子力資料情報室が原子力規制庁に情報公開請求を行ったと。それに対して、規制庁の原子力規制企画課より、事前に検討した経緯というのは存在しないということで、要するに文書が存在していないということですね。いわゆる関係省庁とのやり取りなどについてですが、となると、もしその文書がいわゆる内部文書というものが存在していたということになると、情報公開請求に関して、存在しているにも関わらず存在していないというふうに規制庁金城さんの部署ということになると思うんですけど、答えたということにならないのかと思うんですけど、情報公開請求というのがちゃんと機能してるのかですね、そういう問題も出てくるんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

- 司会 制度の話ですので、事務方からご説明いたします。
- 金城原子力規制企画課長 企画課の金城からですけど、情報公開請求、いろいろ来てございますが、どういった例えば期間でどういった内容でといったものはちゃんと請求者と精査した上でその存否は確認した上で出していますので、私はこれまで見て出した中では、そういったものは確かに含まれてなかったと思いますので、ですから、ちょっとその情報公開請求は具体的にどのような範囲でどのような内容でといったことをちょっと詳しくに教えていただければあれですけども、多分この今議論されてる中には含まれてなかったと思います。
- 記者 ありがとうございます。要するに、それもまた宿題扱いなんだと思いますけど、基本的に関係省庁とのやり取りなどということが書かれてるので、当然、そういうやり取りがなければ、これだけ詳細な内部文書のあるものというのは当然作れないと思うわけですから、当然、事前に8月の段階から金城さんのほうが電話なり、経産省の方と会ったり電話なりでいろいろやり取りをされてたのではないかと思われるんですけど、そういうふうに理解できますけど、どうなんですか。
- 金城原子力規制企画課長 企画課の金城のほうですけど、ですから、そういった中で何か文書が存在して出す対象になってるといったことであれば、ちゃんと事務的には処理していますので例えば今電話と申しましたけど、電話はこれ行政文書としては、少なくとも私のやってる電話では残ってませんので、そういったものは情報公開の対象になり得ないといったものであります。
- 記者 ですので、そういうプロセスも含めて本当に適切だったのかどうかということも、きちんと原子力規制委員会として御見解を示していただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- 司会 では、続きましてマサノさん。
- 記者 フリーランスのマサノです。すみません、今日の概要案の3ポツについての質問なんですけれども、変更が軽微なものであれば、一度認可を受けた長期施設管理計画を許

可ではなくて届出だけでいいことになってしまっていますけれども、そうすると、事業者としては、その期間中に変更しちゃえばですね、しかも管理計画をちょつとの変更で済ませてしまえばですね、30年の手続きをしたらあとはすいすいすいと何もせずに届出だけで済んでしまうというふうに抜け穴が用意されたというふうに読めてしまうのですが、この点いかがでしょうか。

○山中委員長 私がその軽微というふうな表現で理解したのは、例えば部署の名前ですとか組織の名前程度のものの変更であれば届出でいいという、そういう理解をしたんですけども、そういう理解で間違っていないですよ。

○金城原子力規制企画課長 企画課の金城のほうですけども、今の委員長の説明で我々も考えてます。

○記者 それは性善説に基づく憶測であってですね、事業者としたらできるだけ軽微な変更で、許可ではなく、届出だけで済ませたいと思えば、厳しい評価を自己評価もせず済ませてしまう可能性があると思うので、ここはちょっと問題ではないかと思えますという指摘にとどめます、長くなりますので。

すみません、次の確認なのですが、ごめんなさい……。

○司会 すみません、質問、御簡潔にお願いします。

○記者 はい。

運転しようとしていない原子炉、これは未適合炉だというふうに先ほど委員長おっしゃったと思いますけれども、現在、新規制基準審査中10基あります。これはしようという意思があるから新規制基準の審査にかかっていると思うので、これは12ポツのほうではなくて1ポツの運転しようとするときというほうに当てはまっているとしか読めませんが、いかがでしょうか。

すみません、ごめんなさい。委員長、ここはすごく重要。10基が新規制にかかるか、かからないかという重要なところなので……。

○山中委員長 私は全て未適合炉だと判断していますけれども。

○記者 次の質問させていただきます。最後の質問にします、ごめんなさい。

今日配っていただいた、配布資料で、30年、40年、50年、60年目まで書かれています。ハード、ソフト、規制両方かかりますと。これは現在ないものですね、最大60年ですから。そうすると、ここ60年まで書き込んでしまっているの、60年目以降は何か追加しますとかプラスアルファありますと言いつつもですね、1回法改正しちゃったらもういいじゃねということになりそうな気がするんですけども、確認ですが、60年目、本当にやるのであれば、これ法改正することになるという理解でよろしいですか。

○山中委員長 少なくとも、30年目以降、運転しようとするものは10年を超えない期間ごとに認可をするという制度ですから、少なくとも法改正は1回だけ。あと、何をするかについては下部規則できちっと制定をしていくという、これからの手続だと思います。

○記者 では、60年目は法改正ではない規則でしかやらないということですね。

○黒川総務課長 ちょっとすみません、マサノさん。総務課、黒川です。

ちょっと事務的なというか、事実関係の確認で済むことだと思いますんで、ちょっとこの場で委員長にというよりは事前に事務方に聞いていただくとか、そういう形でそういう質問は済ませていただきたいと思います。

○記者 いえ、これ重要なところですから、今まで最大60年だったのが超えるということなので、ここそ委員会の中できっちり議論すべきだったと。皆さん指摘されていることだと思うんですけど。なので、これは決して事務的にということではないと思います。反論です。

すみません、以上です。ありがとうございました。

○司会 ヨシノさん。

○記者 すみません。長いんで手短にちょっとお願い事があるんですけども、原子力資料情報室の出している情報及びその資料は、まさにそれをもしかしてやったとしたら、それは金城さん及び金城さんの部下がやったわけであって、この資料があるんだから後で金城さんが何かレクでも何でもいいですけど、形ですね、きちんと回答されればいいだけのような気がするんで、わざわざ委員長に報告、まあ報告されてもいいんですけども、その辺はレクやったらどうですか。

○黒川総務課長 総務課、黒川からお答えします。

いずれにしても事実関係は確認をした上で、全部、委員長が事実関係も含めて説明するようなものではないと思いますので、適切に事務方が説明すべき事実関係は事務方がやり、委員長にそれを踏まえて見解をとるのであれば、委員長に会見でお聞きいただくということで進めるのがよいと思います。

○記者 すみません、もう物はあるわけですよ。その真偽も含めてしっかりやった中心は彼の部署なわけでしょう。彼が出てきてお話をどこかですればいいんじゃないですかと言っているんですよ。その時間を設けてくださいって言っている。

○黒川総務課長 それは検討します。

○司会 それでは、高経年化制度以外の御質問でお願いします。

○記者 河北新報社のキリュウと申します。

議題4の日本原燃の再処理施設についてなんですけれども、設工認1回目、2年かかって、ようやく認可がおりそうだといいところなんですけれども、それに対して委員長の所感をお願いしますでしょうか。

○山中委員長 設工認1回目は本当に数少ない施設設備について検討したということで申請審査をしたということですけども、やはりこれからものすごくたくさんの施設設備について審査をしないといけないということで、やはり今日も少し質問ではさせていただいたんですけども、事業者としてのその類型化というのがやはり一番大切なところかな

というふうに思っています。これについてやはりきちっと対応していただかないと審査が前に多分進まないだろうなど。物量としてもこれまでに比べると圧倒的に多いので、その点が一番キーポイントになるかなというふうに思っています。

○記者 すみません、簡潔になんですけど、今回の1回目は二つの設備だったということで、残り2万5,000あるというので、いつまでかかるのかなという、その辺り、何か見込みとかあればお願いします。

○山中委員長 全く事業者の対応次第かなというところで、まだ先は私自身、読めてはおりません。

○司会 ほかに高経年化制度以外の御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—